

## 藤沢市訪問型サービスA（委託型）事業実施要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、藤沢市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）第4条第1項第1号ア（イ）に規定する訪問型サービスAのうち、委託型として実施する事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （用語の意義）

第2条 この要綱における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業の実施について（平成18年厚生労働省老健局長通知老発第0609001号）及び総合事業実施要綱の例による。

### （事業の目的）

第3条 本事業は、本事業を利用する者（以下「利用者」という。）が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、訪問による家事援助を実施することにより、利用者の生活機能を維持し、向上することを目的とする。

### （対象者）

第4条 本事業の対象者は、総合事業実施要綱第5条に規定する者のうち、藤沢市に住所を有する同要綱第4条第1項第1号ウに規定する介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）に基づき、当該サービスの利用が必要であると判断されたものとする。

### （事業の委託）

第5条 市長は、本事業を実施することが可能であり、かつ、地域社会の福祉の向上及び活性化に貢献している者に、本事業を委託して実施するものとする。

### （サービスの範囲）

第6条 本事業は、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日付け老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計

画課長通知) に定める訪問介護のうち生活援助に係るサービス提供を行う。

(サービス利用回数及び利用時間)

第7条 本事業の利用回数及び利用時間は次のとおりとする。

- (1) 本事業の利用回数は、利用者1人につき1週間あたり2回を上限とする。
- (2) 本事業の利用時間は、利用者1人につき1回あたり45分超60分以内とする。
- (3) 利用者ごとの回数及び利用時間は、地域包括支援センターが実施する介護予防ケアマネジメントで作成された介護予防ケアプランにおいて決定しなければならない。

(管理者)

第8条 市長は、受託者に対し、本事業の管理者を定めさせ、及び藤沢市訪問型サービスA(委託型)事業管理者報告書(第1号様式)により管理者を市長に報告させるものとする。

- 2 前項に規定する管理者は、第10条に規定する従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(訪問事業責任者)

第9条 市長は、受託者に対し、訪問事業責任者を定めさせ、及び藤沢市訪問型サービスA(委託型)事業責任者報告書(第2号様式)により訪問事業責任者を市長に報告させるものとする。

- 2 前項に規定する訪問事業責任者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
  - (1) 介護福祉士の資格を有する者
  - (2) 実務者研修を修了した者
  - (3) 3年以上介護等の業務に従事し、かつ、介護職員初任者研修等を修了した者
  - (4) 市が実施する訪問型サービスA従事者養成研修を修了した者
  - (5) その他市長がその資格を有すると認める者

(従事者)

第10条 市長は、受託者に対し、本事業を行う事業所に置くべき従事者(以下「従事者」という。)として、次の各号のいずれかに該当する者を配置させるものとする。

- (1) 市が実施する訪問型サービスA従事者養成研修を修了した者
  - (2) 訪問介護員等、介護サービスに関する資格を有する者
  - (3) 前号に該当しない者のうち、介護保険事業所等において介護予防訪問介護又は在宅福祉サービス等の提供に携わっていた者
- 2 前項の規定により配置させる従事者の員数は、1人以上、かつ、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

(地域包括支援センター等との連携)

- 第11条 市長は、受託者に対し、本事業を実施するにあたり、地域包括支援センターその他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と密接に連携するよう努めさせるものとする。
- 2 市長は、受託者に対し、介護予防ケアマネジメントを実施した地域包括支援センターと連携して利用者の経過観察等のモニタリングを実施させるものとする。
- 3 市長は、受託者に対し、本事業の提供を終了することになったときは、利用者又はその家族の合意を得て、第1項に規定する連携先に対して情報提供するよう努めさせるものとする。

(重要事項の説明)

- 第12条 市長は、受託者に対し、本事業の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に、あらかじめ本事業の概要、従事者の就業の体制その他の利用対象者のサービスの選択に必要な重要事項を藤沢市訪問型サービスA（委託型）重要事項説明書（第3号様式）により説明させ、利用希望者の同意を取得させるものとする。
- 2 市長は、受託者に対し、前項に規定する重要事項説明の結果を藤沢市訪問型サービスA（委託型）重要事項説明結果報告書（第4号様式）（以下「重要事項説明結果報告書」という。）により市長に報告させるものとする。

(サービス提供契約)

- 第13条 市長は、受託者に対し、利用者へのサービス提供の開始を決定した場合は、速やかに藤沢市訪問型サービスA（委託型）サービス提供契約書（第5号様式）により、利用者と契約を締結させるものとする。

(心身の状況等の把握)

- 第14条 市長は、受託者に対し、地域包括支援センターを通じた、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービ

スの利用状況等の把握に努めさせるものとする。

(訪問型サービスA計画の作成)

第15条 市長は、受託者に対し、利用者ごとに、地域包括支援センターが作成した介護予防ケアプランに基づき、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型サービスAの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、当該サービスの提供を行う期間等を記載した訪問型サービスA計画を作成させるものとする。

2 市長は、受託者に対し、前項の規定により作成した計画に沿ったサービス提供ができるよう、利用者と十分な連絡調整を図らせるものとする。

(介護予防ケアプランの変更の援助)

第16条 市長は、受託者に対し、利用者が介護予防ケアプランの変更を希望するときは、地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わせるものとする。

(身分を証する書類の携行)

第17条 市長は、受託者に対し、従事者に身分を証する書類を携行させるとともに、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するよう従事者へ指導させるものとする。

(利用者以外の者に対するサービス提供の禁止)

第18条 市長は、受託者に対し、利用者以外の者に対する、本事業のサービス提供を行わせないものとする。

(不当利得)

第19条 市長は、利用者が自身の資格を偽り、サービス利用資格がないにもかかわらず本事業を利用した場合は、利用者に対し、サービス提供に伴い発生した費用の全額又はその一部を請求することができる。

(サービスの提供の実績報告)

第20条 市長は、受託者に対し、月ごとに次に掲げる書類を市長に提出し、本事業の実施に係る実績を報告させるものとする。

- (1) 藤沢市訪問型サービスA(委託型)実績報告書(第6号様式)
- (2) 藤沢市訪問型サービスA(委託型)月間実績報告書(第7号様式)
- (3) 藤沢市訪問型サービスA(委託型)提供記録(第8号様式)

(利用料)

第21条 市長は、利用者に対し、本事業の実施に係る費用の一部として、別表に掲げる利用料を請求するものとする。

2 市長は、利用者が正当な理由なく前項に規定する利用料の支払いに応じないときは、利用者に対し督促を行うことができる。

(緊急時等の対応)

第22条 市長は、受託者に対し、従事者が、現に本事業を実施している間に次に各号のいずれかに掲げる事実が発生したときは、従事者から速やかに訪問事業責任者に報告させるものとする。ただし、事件の発生又は生命の危険が予見されるなど緊急を要するときは、警察及び消防局への通報等を優先し、その後速やかに訪問事業責任者に報告させるものとする。

(1) 利用者の病状に急変が生じたとき。

(2) 利用者の心身状況に異変があると察知したとき。

(3) その他報告の必要があると認めたとき。

2 市長は、受託者に対し、訪問事業責任者が前項の規定に基づく報告を受けたときは、訪問事業責任者から従事者へ指示する等必要な措置を講じさせよう。速やかに市長及び地域包括支援センターに当該事実を報告させるものとする。

(指導)

第23条 市長は、必要があると認めたときは、受託者に対して本事業の運営について随時報告をさせ、又は現地を調査することができる。

(秘密保持等)

第24条 市長は、受託者に対し、従事者及び過去に従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じさせるものとする。

2 市長は、受託者に対し、受託者が利用者又はその家族の個人情報を利用するときは、あらかじめ書面により本人又はその代理人の同意を取得させるものとする。

(事故発生時の対応)

第25条 市長は、受託者に対し、本事業の実施により利用者に対する事故が発生したときは、市長及び担当地域包括支援センターに連絡を行わせると

もに、必要な措置を講じさせるものとする。

- 2 市長は、受託者に対し、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録させ、及び市長に報告させるものとする。
- 3 市長は、受託者に対し、本事業の実施により利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合にこれを賠償させるための損害賠償保険に加入させるものとする。

(苦情への対応)

第26条 市長は、受託者に対し、提供したサービスに係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の受付窓口を設置する等の必要な措置を講じさせるものとする。

- 2 市長は、受託者に対し、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録させるものとする。
- 3 市長は、受託者に対し、市長が本事業の実施に関し受託者へ質問、照会、又は文書その他の物件の提出若しくは提示の依頼をした場合は、速やかにこれに応じさせるものとする。
- 4 市長は、受託者に対し、利用者からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、市長から求めがあった場合には、当該改善の内容を市長に報告させるものとする。

(感染症り患時のサービス提供の中止)

第27条 市長は、受託者に対し、利用者又はその家族が感染症にり患したときは、サービスの提供を中止させることができる。

(事業の取扱い)

第28条 この要綱に定めるもののほか、本事業の取扱いについては、介護予防訪問介護相当事業の取扱いの例による。

(その他)

第29条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別途市長が実施要領で定めるものとする。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

別表第1（第24条関連）

サービス提供1回あたりの利用者負担金	160円
--------------------	------